

せいり ばんごう 整理番号	5-2-5	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	くらしと福祉		
こう もく 項目	かね か もの お金と買い物		
ない よう 内容	じこ はさん 自己破産		

### 1 想定される質問の背景

- 多額の借金がある。
- 失業してしまった。

### 2 基本的な質問と回答

相談者 お金を借りていますが、失業してしまい、返せる見込みがまったくありません。

回答者 すぐに弁護士会や司法書士会などと相談してください。利息制限法の上限金利(元本10万円未満20% 100万円未満18% 100万円以上15%)を超える金利で借りている場合などは、債務の任意整理の中で、上限金利に基づいた債務に圧縮できる場合があります。

⇒ 横浜弁護士会 13-8-1へ  
 ⇒ 神奈川県司法書士会 〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地  
 TEL:045-641-1372 FAX:045-662-8417  
<http://www.shiho.or.jp/index.html>

⇒ 消費者金融(グレーゾーン金利参照) 5-2-4へ

相談者 債務を圧縮されてもとても返せる見込みはありません。

回答者 裁判所の許可を得て、自己破産または個人再生という手続で債務を整理する方法があります。自己破産とは、債務者の持ち家や車などの資産を処分して、その代金を各債権者に分配する手続で、破産後に免責を受けることにより債務は消滅します。個人再生とは、継続的な収入はあっても多額の借金の返済ができなくなった人(住宅ローンを除く負債総額が5,000万円以下)が、全債権者に一定の範囲で圧縮した債務を、裁判所の認めた再生計画に基づき原則3年、最長5年で返済する手続です。すぐに弁護士会などに相談してください。

### 3 基礎知識

#### 多重債務者

複数の金融機関等に何重にも債務を有する債務者。借金の返済のために、別の金融機関等に借金することで、悪循環が生じ、債務が雪だるまのように大きくなってしまいます。借金先は、無担保で融資されるいわゆる消費者金融などが多いのが実態です。

#### メモ欄

---



---



---



---